

普通交付税不交付団体における 財源充実に係る要請

令和 8 年 8 月

普通交付税不交付団体 茨城県内 3 市村
(つくば市、神栖市、東海村)

現在、国において、食料品に係る消費税の減税に関して、具体的な税率や実施時期などの議論が進められております。その動向としては、国民会議実務者会議において、現下の物価高や税・社会保険料負担に苦しむ中低所得者への対応の必要性が共有され、意見の集約に向けた議論が積み重ねられたが、具体案について意見の一致には至らなかったものの、消費税の減税は、有力な具体策であると承知しています。

本施策は、昨今の物価高騰に対する対策として、一定の効果が期待される一方で、地方消費税及び地方消費税交付金などの減収が、地方自治体の財政運営や社会保障施策に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

特に、代替財源の確保が示されていない現状において、その減収分が地方交付税措置によるものとされた場合、普通交付税不交付団体である地方自治体においては、一般財源が大幅に減少するなど、今後の財政状況が厳しくなることが見込まれます。

全国一律で実施される国の施策については、国の責任として必要な財源を確保すべきであります。様々な施策が依然として地方交付税措置とされる現状は、その仕組みが普通交付税不交付団体に不公平をもたらし、国の財源負担を一部転嫁するものとなっており、厳しく問題視せざるを得ません。

食料品に係る消費税の減税を実現する際には、地方財政に負担が生じることがないように、影響額については、全額国の責任において、地方特例交付金等により確実に補填するなど、必要な財源措置を講じることを、強く要請いたします。

要 請 事 項

食料品に係る消費税の減税は、全国一律で実施される国の施策であるため、地方消費税及び地方消費税交付金の減収分については、自治体間で費用負担の差が生じることのないよう、地方交付税による措置ではなく、影響額については全額国の責任において、地方特例交付金等により確実に補填すること。

令和8年8月3日

総務大臣 林 芳 正 様
財務大臣 片 山 さ つ き 様

つくば市長 五十嵐立青
神栖市長 木内敏之
東海村長 山 田 修